

## 伊万里有田共立病院 LED照明導入業務仕様書

### 1. 業務名:

伊万里有田共立病院 LED照明導入業務

### 2. 導入場所

伊万里有田共立病院

佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 8 6 0 番地

### 3. 事業内容

- (1) 既存の蛍光灯照明及び付属品を LED 照明に交換する工事(廃棄物の処分を含む)
- (2) 交換後の LED 照明及び付属品一式のリース(動産総合保険含む)
- (3) リース期間内の LED 照明及び付属品一式の保守

### 4. 期間

#### (1) 施工期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日

#### (2) リース期間

施工完了の翌月から 5 年間

### 5. 交換対象の範囲

交換対象の蛍光灯本数 3,570 本

本院に設置されている蛍光灯の詳細な本数、形状、仕様については、参加を希望する事業者に対して公開する「伊万里有田共立病院 照明設備一覧」を基準とし、本プロポーザルについてはそこに記された数量にて提案すること。細部についてはプロポーザル実施にて決定した候補者と協議の上決定し、現地調査や施工時の調整により総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約を行う。

### 6. 照明設備の仕様

当院に設置する LED については、既存蛍光管に比較して省エネ性の確保を図ると共に、病院の特性に応じた低ノイズ、ちらつきの少なさなどにも配慮した機器とすること。

- (1) 基本的に既設の照明器具を流用し、内蔵されている安定器をバイパスする改造を施した上で、LED 管球を装着することで LED 照明として使用することを原則とする。但し、管球を交換する方式での取替が不可能な場合は、照明器具を交換することも認める。

- (2) LED 照明器具は日本工業規格 JIS8159-1 を準拠し、日本照明工業会光源及び器具類共通規格(JLMA)、日本照明工業会光源類規格(JEL)、日本照明工業会ガイドに規定されている規格に準拠していること。また、照明器具は品質を保持するため ISO9000 を取得している日本国内メーカー製品とすること。
- (3) 直管型 LED ランプの口金は G13 とすること。
- (4) LED の光源により、不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものであること。  
サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。
- (5) 納入するすべての LED 照明の定格寿命は光束が初期の 70%まで減衰するまでの時間とし、40,000 時間以上の製品であること。
- (6) 口金が E26、E17、E12 等は管球交換方式とすること。その際、同等以上の LED 球にすること。
- (7) 設置する製品は、全て新品（製造年 2024 年以降）であること。
- (8) 上記の仕様を満たした上で、病院の特性、用途を十分に把握した LED 仕様の提案を行うこと。
  - ①手術室、外来診察室、処置室などについては、患者を正確に診断・処置するために必要な、十分な演色性を確保すること。撮影などにも影響がでないよう、フリッカー率の少ない仕様とすること。医療機器に影響が出ないよう、電磁波（ノイズ）の低減にも配慮した仕様とすること。
  - ②入院病室については、患者が快適に過ごせる仕様とすること。
  - ③その他のフロアについても、省エネ性を確保すると共に病院の特性を考慮した仕様とすること。

## 7. LED 照明器具の取替工事

- (1) LED 取替工事にあたっては、病院という特殊性を考慮し患者（入院・外来）や医療用器械・器具等に最大限の注意を払うとともに設置場所に応じ夜間、休日等の作業を行うこと。
- (2) 契約後速やかに施工計画(工程表、作業体制、安全管理計画等)について、発注者と協議すること。  
なお、次の資料を提出すること。
  - ①機器搬入・搬出計画(様式任意)
  - ②機器構成一覧表(様式任意)
  - ③作業体制表(様式任意)
  - ④機器設置業者及び維持管理体制表(様式任意)
- (3) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違点を発見した場合には、速やかに発注者に報告し協議すること。

- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (7) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- (8) 取替工事及び検査を含むすべての作業について、発注者と協議の上作業日時を調整すること。
- (9) 現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または交換を行うこと。
- (10) 既設の撤去した照明器具等は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。
- (11) 設置が完了した LED 照明器具から使用の試行を行うこととし、リース開始日までに障害が発生した場合は、受注者はその復旧をしなければならない。
- (12) 発生材の処理については全て施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。  
検査においては、マニフェスト等を確認することとする。
- (13) 照明灯設置後、照度について速やかに校正証明書の有る照度計によって照度実測を行い、性能を確認するものとする。
- (14) 履行内容の全ての経費を賃貸借料に含めることとする。
- (15) 仮設・養生工に関する留意事項
  - ①既設床材に傷等をつけないように、シート・合板・ゴムマット養生を行うこと。
  - ②器具等の保管場所については、施設管理者と協議すること。
- (16) 施工に関する留意事項  
施工中も病院は運営するので、安全対策を入念に行うこと。  
患者等、院内の人員に対し不快感を与える可能性のある言動を慎むこと。  
感染症等の影響により、施工日時等の急な変更がある場合がある。
- (17) 設置中に事故が発生した場合は、直ちに発注者に通報するとともに、事故発生報告書を発注者に速やかに提出すること。
- (18) 設置作業完了後、完成図書(完成図、着手前一施工中一施工後(完成)の状況の撮影記録、LED 照明器具のリース物品一覧、設置機器図面等)を提出すること。
- (19) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。

- (20) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良等がないことを確認すること。
- (21) 設置作業に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

## 8. LED 照明器具の維持管理

- (1) リース期間開始後からリース期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう保守を行うこと。
- (2) リース期間中の灯具の不点灯及び照度低下(基準値以下)、原因不明の不具合等は、受注者の責任において、交換又は補修を行うこと。なお、費用については、灯具費用・取替工事費用はリース期間中無償とする。
- (3) 受注者は、リース期間中、保険(動産総合保険)に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。
- (4) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先等を記載した体制表を提出すること。
- (5) 障害発生に対応した場合は、その都度、書面による報告書を提出すること。
- (6) 賃貸人は、年に1回保守点検を実施し、書面による報告書を提出すること。
- (7) 賃貸人は、設置する LED 照明器具一式に対し契約期間を保険期間とし、賃貸人を被保険者とする動産総合保険に加入すること。保険金額は賃貸人の負握とする。

## 9. リース契約について

### (1) 事業形態

照明灯の LED 灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的リース契約

### (2) リース期間

リース期間は施工完了の翌月から5年間とする。

### (3) リース料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受領後30日以内に口座振り込みとする。

### (4) リース契約に含まれる事項

- ① LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式
- ② 照明器具取替工事に係る工事費
- ③ 既存灯等の処分費用
- ④ リース金利及び保険費用(動産総合保険)
- ⑤ 維持管理費用(定期点検、不良品交換、緊急修理、不点灯時の対応等)

## 10. リース契約後の設備の取り扱いについて

リース期間終了後の設備一式については、発注者へ無償譲渡されるものとする。

#### 1 1. その他

- (1) リース期間の開始前に、設置した個所から順次、器具の試用を認めること。
- (2) 本仕様書の業務内容の内、受注者自らが履行出来ない業務(LED 照明器具の灯具取替工事等)については、受注者は第三者を業務にあたらせることができる。
- (3) リース期間中、地震・津波・天災地変等、動産総合保険の適用対象外の事由を理由として物件に滅失・破損等発生の場合は、発注者と受注者にて別途協議の上、決定すること。
- (4) 仕様書に明示されていない事項については、発注者と協議の上、実施の有無を決定すること。